

令和元年8月30日開会

⑤

令和元年第3回茨城県議会定例会議案概要説明書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

1	教育委員会委員の任命について……………	1
2	人事委員会委員の選任について ……	2
3	公安委員会委員の任命について……………	3
4	収用委員会委員の任命について……………	4
5	収用委員会予備委員の任命について……………	6
6	土地利用審査会委員の任命について……………	8

1 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員（定数6）のうち、和田由香氏が令和元年10月31日付をもって任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

庄 司 一 子

昭和31年6月15日生



現住所 茨城県つくば市

学 歴 昭和59年 3月 筑波大学大学院博士課程心理学研究科心理学専攻単位取得満期退学

職 歴 昭和59年 4月 生活学園短期大学幼児教育科講師
昭和62年10月 筑波大学心理学系講師
平成 9年 4月 筑波大学教育学系助教授
平成16年 4月 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
平成27年 3月 茨城県いじめ再調査委員会委員
平成28年 4月 筑波大学学長特別補佐
平成28年 4月 茨城県高等学校審議会委員
平成28年 4月 茨城県臨床心理士会理事

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、教育臨床学、教育相談及び学校心理学等を専門とし、茨城県高等学校審議会委員や、茨城県いじめ再調査委員会委員を務めるなど、教育行政に関し優れた見識と幅広い視野を有している。また、温厚かつ明朗な人柄で、学生に対する教育以外にも、教員や保護者からの教育相談の対応や、教員やスクールカウンセラーを対象としたカウンセリング研修会の講師も務めている。

教育委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 人事委員会委員の選任について

人事委員会委員（定数3）のうち、齋藤牧子氏が令和元年10月26日付をもって任期満了となるので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

清 宮 正 人

昭和31年1月22日生



現住所	茨城県筑西市		
学 歴	昭和53年 3月		早稲田大学政治経済学部卒業
職 歴	昭和53年 4月		企画部広報課
	平成15年 6月		総務部市町村課副参事
	平成17年 9月		企画部地域計画課副参事
	平成18年 4月		商工労働部企画監
	平成20年 4月		女性青少年課長
	平成22年 4月		保健福祉部福祉指導課長
	平成24年 4月		商工労働部参事兼産業政策課長
	平成25年 4月		茨城県自治研修所長
	平成27年 4月		茨城県人事委員会事務局長
	平成28年 3月		茨城県退職
	平成28年 6月		株式会社ひたちなかテクノセンター代表取締役専務
	令和 元年 6月		株式会社ひたちなかテクノセンター退職

【選任理由】

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき、人事行政に関する事項についての調査、人事行政の運営についての勧告等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和53年の茨城県入庁以来、商工労働部参事兼産業政策課長や人事委員会事務局長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

人事委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、人事委員会委員として適任であり選任しようとするものである。

3 公安委員会委員の任命について

公安委員会委員（定数3）のうち、今高博子氏が令和元年10月28日付をもって任期満了となるので、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

富 田 信 穂

昭和23年7月1日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和51年 3月	慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程 単位取得満期退学	
職 歴	昭和51年 4月	常磐学園短期大学専任講師	
	昭和57年 4月	常磐学園短期大学助教授	
	昭和58年 4月	常磐大学人間科学部助教授	
	平成 7年 4月	常磐大学人間科学部教授	
	平成15年 4月	社団法人いばらき被害者支援センター理事長	
	平成26年 4月	常磐大学副学長	
	平成27年 4月	常磐大学学長	
	平成27年 4月	常磐短期大学学長	
	平成31年 4月	常磐大学名誉教授	

【任命理由】

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察法第38条に基づき、警察を管理する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、犯罪学や刑事法学等に関する専門的な知識を有するとともに、常磐大学及び常磐短期大学の学長やいばらき被害者支援センター理事長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公安委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公安委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

4 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、植崎明夫氏及び緑川喜代子氏が令和元年10月28日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

望 月 直 美

昭和41年10月6日生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	平成 6 年 3 月 上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了
職 歴	平成12年10月 弁護士登録
	平成19年 4 月 茨城県弁護士会副会長
	平成20年 3 月 茨城県景観審議会委員
	平成22年 1 月 望月法律事務所開設
	平成26年 2 月 茨城県国土利用計画審議会委員
	平成27年 1 月 茨城県私立学校審議会委員
	平成30年 2 月 茨城県収用委員会予備委員（1期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県景観審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、収用委員会予備委員を務めており、収用委員会においては、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

山 田 保 典

昭和 2 8 年 5 月 3 1 日 生



現住所	茨城県常陸太田市		
学 歴	昭和 5 3 年 3 月	東北大学法学部卒業	
職 歴	昭和 5 3 年 4 月	企画部鹿島開発局鹿島開発第一課	
	平成 1 3 年 4 月	総務部総務課課長補佐（総括）兼監察監	
	平成 1 4 年 4 月	生活環境部生活文化課副参事	
	平成 1 6 年 4 月	企画部企画課首都機能誘致推進室長	
	平成 1 7 年 4 月	企画部企画課政策研究室長	
	平成 1 8 年 4 月	政策監	
	平成 2 0 年 4 月	保健福祉部医療対策課長	
	平成 2 2 年 4 月	保健福祉部参事兼医療対策課長	
	平成 2 3 年 4 月	保健福祉部次長	
	平成 2 4 年 4 月	保健福祉部理事兼次長	
	平成 2 6 年 3 月	茨城県退職	
	平成 2 6 年 4 月	茨城県厚生農業協同組合連合会参事	
	平成 2 9 年 6 月	茨城県厚生農業協同組合連合会理事	
	平成 3 0 年 2 月	茨城県収用委員会予備委員（1 期）	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和 5 3 年の茨城県入庁以来、政策監や保健福祉部次長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、収用委員会予備委員を務めており、収用委員会においては、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

5 収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数2）のうち、望月直美氏及び山田保典氏を令和元年10月29日付をもって収用委員会委員に任命しようとするに伴い予備委員が2人欠員となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

遠 藤 俊 弘

昭和45年6月24日生



現住所	茨城県水戸市	
学 歴	平成 7年 3月	明治大学法学部卒業
職 歴	平成15年10月	弁護士登録
	平成21年 4月	茨城県弁護士会副会長
	平成22年 2月	いばらき法律事務所開設
	平成26年 4月	日本司法支援センター茨城地方事務所副所長

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や日本司法支援センター茨城地方事務所副所長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。

山 田 春 男

昭和 2 9 年 5 月 2 日 生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和 5 3 年 3 月	中央大学商学部卒業	
職 歴	昭和 5 3 年 4 月	商工労働部商工企画課	
	平成 1 5 年 5 月	総務部市町村課副参事	
	平成 1 8 年 4 月	総務部管財課公有財産利用推進室長	
	平成 2 1 年 4 月	総務部管財課長	
	平成 2 3 年 4 月	総務部総務課長	
	平成 2 4 年 4 月	茨城県自治研修所長	
	平成 2 5 年 4 月	茨城県人事委員会事務局長	
	平成 2 7 年 3 月	茨城県退職	
	平成 2 7 年 4 月	公益社団法人茨城県歯科医師会事務参与	
	平成 3 0 年 4 月	公益社団法人茨城県歯科医師会事務局長	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和 5 3 年の茨城県入庁以来、総務部総務課長や自治研修所長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。

6 土地利用審査会委員の任命について

土地利用審査会委員（定数5）が、令和元年11月30日付をもって任期満了となるので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

横 田 由 美 子

昭和33年12月31日生



現住所	茨城県つくば市
学 歴	昭和56年 3月 筑波大学第一学群社会学類卒業
職 歴	平成 5年 5月 弁護士登録
	平成16年 4月 茨城県弁護士会副会長
	平成21年11月 茨城県公害審査会委員（3期）
	平成25年12月 茨城県土地利用審査会委員（2期）

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第39条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として国土利用計画法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県公害審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、土地利用審査会会長を務めるなど適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

竹 本 有 子

昭和 5 4 年 9 月 9 日 生



現住所	千葉県流山市
学 歴	平成 1 9 年 3 月 京都大学大学院工学研究科博士課程修了
職 歴	平成 1 9 年 4 月 国立環境研究所任期付研究員
	平成 2 2 年 7 月 千葉県流山市環境審議会委員
	平成 2 3 年 8 月 茨城県環境影響評価審査会委員
	平成 2 4 年 4 月 国立環境研究所主任研究員
	平成 2 6 年 1 1 月 茨城県総合計画審議会委員
	平成 2 8 年 1 2 月 茨城県土地利用審査会委員（1 期）

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、国立環境研究所主任研究員を務めており、環境システム等の分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。また、茨城県環境影響評価審査会委員や茨城県総合計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

谷 口 守



昭和36年2月17日生

現住所	茨城県つくば市		
学 歴	昭和61年	3月	京都大学大学院工学研究科修士課程修了
職 歴	平成元年	4月	京都大学工学部助手
	平成4年	4月	筑波大学社会工学系講師
	平成10年	4月	岡山大学環境理工学部助教授
	平成14年	4月	岡山大学環境理工学部教授
	平成21年	4月	筑波大学システム情報系社会工学域教授
	平成22年	7月	茨城県公共交通活性化指針策定委員会委員
	平成26年	2月	茨城県都市計画審議会委員
	平成28年	12月	茨城県土地利用審査会委員（1期）
	平成29年	2月	茨城県国土利用計画審議会委員

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第39条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5人の委員をもって組織される。

候補者は、筑波大学システム情報系社会工学域教授を務めており、都市計画、地域計画、交通計画等の分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。また、茨城県都市計画審議会委員や茨城県国土利用計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

高 橋 研 二

昭和 4 2 年 4 月 5 日 生



現住所	茨城県牛久市
学 歴	平成 2 年 3 月 日本大学工学部卒業
職 歴	平成 1 1 年 3 月 不動産鑑定士登録
	令和 元年 5 月 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会会長

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べるなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、不動産鑑定士として多くの土地の鑑定評価に携わるとともに、茨城県不動産鑑定士協会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

土地利用審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

宮 本 清 一 郎



昭和 3 2 年 2 月 1 1 日 生

現住所	茨城県結城市		
学 歴	昭和 5 4 年	3 月	宇都宮大学農学部卒業
職 歴	昭和 5 4 年	4 月	農林水産部教育普及課
	平成 1 8 年	4 月	農林水産部農業経済課技佐
	平成 2 0 年	4 月	農林水産部農産課技佐
	平成 2 1 年	4 月	農林水産部企画監
	平成 2 3 年	4 月	農林水産部産地振興課長
	平成 2 5 年	4 月	農林水産部次長
	平成 2 7 年	4 月	茨城県農業総合センター長
	平成 2 9 年	3 月	茨城県退職
	平成 2 9 年	5 月	公益社団法人茨城県農林振興公社理事長
	平成 3 0 年	3 月	茨城県卸売市場審議会委員

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べるなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和 5 4 年の茨城県入庁以来、農林水産部次長や農業総合センター長などを歴任し、農林水産行政をはじめ県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。また、現在は、茨城県農林振興公社理事長として、農林業の基盤整備等に取り組んでいる。

土地利用審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。